

所属
役職 氏名 様

公益財団法人国際エメックスセンター
理事長 齋藤 元彦

令和 年度若手研究者活動支援制度 採択通知

標記について、若手研究者活動支援制度実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 採択者・助成対象研究

採 択 者：所属 役職 氏名
助成対象研究：○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 採択条件

(1) 担当指導員

客員研究員 ○○ ○○

(2) 助成金額

総額○, ○○○, 000円

助成対象費目：人件費・謝金等○○○, 000円

研 究 費○○○, 000円

外 部 委 託 費○○○, 000円

※総額の2割を超えない範囲において助成対象費目間の流用を可能とする。

(3) 助成金執行期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日

(4) 要綱等の遵守

要綱、本通知、若手研究者活動支援制度令和 年募集要項（以下「年度募集要項」という。）及び公益財団法人国際エメックスセンター（以下「当センター」という。）による若手研究者活動支援制度（以下「本制度」という。）に係る通知等を遵守すること。

(5) 年度募集要項記載事項以外の採択に係る事項

別添のとおり

3 採択の確定

本通知の内容を承諾する「令和 年度若手研究者活動支援制度採択通知承諾書」の当センターへの提出を持って採択を確定する。

年度募集要項記載事項以外の採択に係る事項

年度募集要項記載事項のほか、採択に係る事項を下記のとおりとする。

記

1 研究計画の変更等

採択者は、助成対象研究を遂行するうえで、申請時に作成した研究計画の変更や助成金総額の2割を超えて流用するなど、採択条件の一部を変更する必要がある場合は、担当指導員の了解を得た上で、文書（様式任意）により、速やかに当センターに変更の申し出を行うこと。

2 取得物品の帰属

採択者が助成金で購入した物品の所有は、採択者の所属機関に帰属する。

3 第三者への委託

採択者は、助成対象研究の全部を第三者に委託してはならない。ただし、年度募集要項で定める外部委託費に該当するもの及び当センターが助成対象研究の遂行上特に必要であると事前に承認したものに限り、助成対象研究の一部を第三者に委託することができる。

4 実績報告・調査等**(1) 実績報告及び精算**

○採択者は、当センターが指定する期日までに次の書類を提出すること。

- ・経費所要額精算調書【様式2】
- ・助成対象機関任意様式による収支簿
- ・実績報告書【様式3】
- ・研究報告書概要版【様式4】
- ・研究報告書【様式5】
- ・学会報告資料、論文、新聞記事など助成対象研究の成果を外部で発表したことを確認できるもの（該当する場合のみ）
- ・上記のほか、当センターが必要と認めるもの

○当センターは、書面調査のうえ、助成金の額を確定し採択者へ通知する。

○採択者は、上記通知受理後10日以内に支払請求書（精算払）【様式1】により助成金を請求し、当センターは、様式1受理後20日以内に助成対象機関へ支払う。なお、寄附金の場合は、上記通知日から20日以内に当センターから助成対象機関に寄附する。

○助成対象機関は、概算払額又は寄附金分割納付額が確定額を超過する場合は、超過額を当センターに返還する。

(2) 調査・検査

○当センターが実績報告書の書面調査のほか、可能な検査は次のとおり。

- ・助成対象研究の実施に要した経費の支出状況についての助成期間中の検査

- ・その他当センターが必要と認めた検査
- 当センターが上記検査において可能な事項は次のとおり
 - ・実績報告書に記載されている研究の内容と支出した経費との整合性
 - ・研究計画と実績報告書の内容の整合性
 - ・上記（3）①の収支簿及び収支簿に関わる帳簿、書類等
 - ・その他当センターが必要と認める事項
- ※当センターは必要に応じ助成対象機関に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることが可能
- 当センターは、必要に応じて外部委託先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めることができる。
- 当センターは、助成対象機関の研究施設その他の事業所（外部委託先の事業所を含む。以下同じ。）での検査ができる。
- 当センター検査を行うことができる期間は、助成期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

5 助成金の一時停止等

（1）一時停止

- 当センターが採択者及び助成対象機関（以下「採択者等」という。）に対し助成金の一時停止を指示する場合は次のとおり。
 - ・採択者の移籍、長期療養、死亡、その他助成対象研究を遂行するうえでの重大な問題が発生した場合
 - ・採択者からの申し出により、研究計画で予定した研究成果を出すことが困難と助成対象機関が合理的に判断した場合
 - ・天災その他助成対象研究を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
 - ・下記（2）の打ち切り事由が発生した場合
 - 【採択者が移籍先で助成対象研究を継続することを希望する場合の取扱い】
 - ・研究員会議が助成期間内で研究計画に基づく成果が見込めると認めた場合に限り、移籍先を助成対象機関とする助成金の交付を継続する。
 - ・移籍先への助成金の交付見込みが立った時点で、速やかに当センターから助成対象機関への助成金交付を終了する。
 - ・助成対象機関は、助成金で取得した物品を採択者が移籍先でも使用できるよう、必要な手続きをとること。
- 当センターと採択者等の協議により、当センターが助成金交付の継続は困難と判断した場合は採択者等に助成金交付の打ち切りを通知する。通知日時点で採択者等の助成金に係る効力は失効する。
- 当センターが一時停止時点で助成金の精算を決定した場合、採択者等は、速やかに精算手続きに着手する。この場合において、当センターは、採択者等が被る損害に一切責任を負わないものとする。

（2）打ち切り

- 当センターが採択者等に催告なしに助成金の全部又は一部を打ち切る場合は次のとおり。
 - ・採択者等に助成金に係る重大な違反があったとき又は重大な違反があった事

実が明らかとなった場合

- ・採択者等が外部委託費に計上する委託契約の締結（以下「外部委託契約」という。）又は履行に関し、不正又は不当な行為を行った場合
- ・採択者及び助成対象研究に関係した助成対象機関に所属する者並びに外部委託契約先に所属する者（以下「研究者等」という。）が助成対象研究において不正行為等※を行ったことが助成対象機関又は当センターにより認定された場合

※不正行為等とは次のとおり

不正行為	研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータ、調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用
不正使用	故意若しくは重大な過失による、法令に違反した使用、助成金の他の用途への使用又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用
不正受給	偽りその他の不正の手段による助成金の受給

- ・助成対象機関又は研究者等に法令等に対して重大な違反があった場合
 - ・当センターの理事会及び評議員会（以下「理事会等」という。）の決定により、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合
 - ・理事会等の決定により、助成金の変更を行う必要が生じた場合
 - ・上記のほか、当センターが助成金の全部又は一部を打ち切るべき事案に相当すると判断した場合
- 当センターから助成対象機関に対し助成金の全部又は一部の返還を請求する。
この場合において、当センターは、助成対象機関が被る損害に一切責任を負わない。寄附金においても同様とする。

令和 年度若手研究者活動支援制度採択通知承諾書

公益財団法人国際エメックスセンター
理事長 齋藤 元彦 様

令和 年 月 日付けEMEC S第 号「令和 年度若手研究者活動支援制度 採
択通知」の内容を承認し、採択者となることに同意します。

令和 年 月 日
所属機関名
役職・氏名

【直筆サイン欄】
